

生活のきまり（校則）

1. 登校・下校

- （１）８時１０分までに校内服に着替え、かばんをロッカーに入れて、朝読書の準備をして着席する。
- （２）生徒は登校したら下校までは校外に出ない。
- （３）再登校は原則禁止とする。ただし、３年生が、出願書類など進路に関するものを提出する場合のみ可とする。
- （４）遅刻・早退・欠席・忌引き・見学は事前に届け出る。（欠席する場合は朝のうちに学校に連絡をする。）
- （５）下校時刻を守る。
- （６）登下校は通学路を通り、安全に注意する。買い食い、友人宅へは寄らないこと。（自転車通学は不可）

2. 授業

- （１）学習態度をきちんとする。
 - ・発表者に注目する。
 - ・指名されたら大きな声で返事をする。
- （２）自主的に授業に取り組む。

3. 授業時間以外の校内での過ごし方

- （１）先生や友人に対する挨拶は、気持ちよく行う。
- （２）１０分休みは次の授業の準備をする。
- （３）特別教室などの移動は、自分の机上の整理をし、静かに迅速に行う。
- （４）職員室前の廊下は原則通らず、通る場合は静かに通る。
- （５）他学年のフロア及び他教室へは原則行かない。
- （６）屋上へは原則として出ない。（屋上へ続く階段も登らない。）
- （７）緊急時以外ベランダへは出ない。

4. 給食及び昼休み

- （１）食事はマナーを守り、クラス毎にそろって食べる。
- （２）昼休みの体育館・第２グラウンドの使用は不可とする。

5. 清掃

- （１）清掃場所をしっかりと確認し、私語を慎み、時間内にきれいにする。
- （２）清掃用具は大切に取り扱い、使用後は整頓しておく。
- （３）２階以上の窓は、安全のため清掃しない。

6. 放課後

- (1) 放課後、用のない場合は一般下校時刻を守れるよう速やかに下校する。
- (2) 部活動は荷物を練習場所に運び、使用した場所の戸締りを行う。

7. 職員室への入室

- (1) 職員室には、用事のある生徒だけ入るようにする。
- (2) 鍵を借りる場合には、必ず借りた日時・氏名等を記載する。返却の際も同様とする。
- (3) 職員室から物を持ち出す場合は、必ず近くにいる先生の許可を得る。

8. 所持品

- (1) 所持品には、必ず学年・組・氏名を記入する。
- (2) 生徒証は身分証明書でもあるから、必要に応じて携帯する。
- (3) 貴重品や学習に関係ないものは持ってこない。
- (4) 制汗剤や日焼け止め、※汗拭きシートは、無香料の物のみ可とする。使用する際はトイレなどで使用すること。
- (5) 使い捨てカイロ、マスクは学校のゴミ箱に捨てず、各家庭に持ち帰ること。ティッシュはそのままの状態ではなく、ビニール袋を各自持ってきてその中に入れ、縛ってから捨てること。
- (6) リップクリームは、無着色・無香料のもののみ可とする。
- (7) 水筒の代わりにペットボトルを持ってくる場合は、必ずカバーを付ける（中身は水・お茶・スポーツドリンクとする。）

9. かばんについて

- (1) 登下校用のカバンは、学校の荷物がすべて入る、両手のふさがらないものとする。

【カバンの条件】

- ・ロッカーに入るもの（目安は縦20cm×横40cm×奥行40cm）
- ・華美でないもの（装飾品がついているものは不可。）
- ・安全面からも両手がふさがらない、リュック型の物が好ましい。
- ・登下校時は基本的にカバン1つのみとする。

※どうしても荷物が入らない場合は、手さげ（四中バッグやそれに準ずるもの、家庭科で作成したトートバッグなど）を使用可とする。紙袋やビニール袋などは禁止とする。

- (2) バッグのアクセサリ・キーホルダー・お守り等の装着は許可するが 付けるのは1個のみとする。大きさについては、握りこぶし大以下のものとする。

10. 頭髪等について

前提として、髪型は健康的・衛生的で中学生らしく、授業や学校生活で、差し支えないものとする。（公共の場や受験・面接をイメージするとよい。）

（1）整髪料について

- ・使用する際は、髪質的に髪を整える必要がある場合とする。
- ・整髪料の種類は無臭・無香料のものとする。
- ・整髪料は、原則として家で使用すること。

（2）髪型について

- ・ゴムとピンは飾り物のないものとし、色は黒、紺、茶、グレーとする。
また、ピンを使用する際は安全面に配慮する。
- ・髪を結ぶ位置は、頭頂部よりも後ろとする。
- ・髪が長く、学校生活の妨げになる場合はまとめる。

※運動時、給食、理科の実験時、調理実習時は必ずまとめる。

- ・前髪は、健康衛生上、目にかからないようにする。
- ・髪質改善目的以外でのパーマや加工は不可とする。
- ・ファッション性にとんだ髪型及び染髪は不可とする。

（ただし、ハーフアップ・おだんご・三編み・ツープロック・ストレートパーマは可）

（3）その他

- ・眉毛を整えることは可。極端に毛の薄さを変えることは不可とする。

11. 服装について

【制服について】

- ・そのときの気温や体調に合わせながら、夏服・冬服を各自選択して着る。
- ・標準の学生服とし、変形しているものは不可とする。
- ・校章は、所定の場所に付ける。
- ・女子は入学式、卒業式には白スカーフをつける。

【防寒具について】

- （1）ジャージや制服の下に、セーターやトレーナーの着用を可とする。
- （2）セーター、トレーナーは、丸首・Vネックとし、タートルネック、カーディガン（セーターの前にボタンがあるもの）の着用は不可とする。
- （3）スクールコートの種類はダッフルコート、Pコートなどの標準的なものとする。
- （4）セーター、トレーナー、コートの色は、「黒・紺・灰色」とする。
- （5）手袋、マフラー、ネックウォーマーの色は特に指定しない。

- (6) 制服の下にジャージは着用しないこと。
- (7) 耳あての使用は安全上の理由から不可とする。

【校内服について】

- (1) 体操服の裾はジャージ（又はハーフパンツ）の中に入れる。
- (2) 体操服には、学年・組・氏名を左胸の名札に記載する。
- (3) 体の大きさに合ったものを着用する。
- (4) 部活動で使用するものは着用しない。（シューズ・ハイトッキング）
- (5) そのときの気温や体調に合わせてながら着用する。

【靴・靴下について】

- (1) 学校指定のものはないが、体育の授業で使えるものとする。通学に関しては黒の革靴でも可とする。
- (2) 上履きは指定のものを使用し、氏名を黒で書く。かかとを踏まない。
- (3) 色は、白・黒・紺・グレーの4色で、柄物や華美なものは控える。ワンポイントは可。式典時は、くるぶしの隠れるものを着用する。
黒のタイツ・ストッキングも着用可とするが、体育の時は使用しない。

1 2. 校外生活

- (1) 外出時には、いつ・だれと・どこへ・何をしにいくのかを必ず家の人に伝える。
- (2) 夜間はみだりに出歩かない。
- (3) ゲームセンター・カラオケ・繁華街等には、単独または生徒同士では行かない。
- (4) 共に行動することの多い友人の学年・組・氏名・住所・電話番号は保護者に知らせておく。
- (5) 交通規則を守り、事故にあわないようにする。
- (6) アルバイトは禁止。やむをえない場合は、保護者から校長に届け出て相談する。
- (7) 友人同士の外泊はしない。